平成 23 年 7 月 21 日

各　　位

会　社　名　株式会社　**ゲオ**
本社住所　愛知県春日井市宮町一丁目 1 番地 1
代表者名　代表取締役社長　森原　哲也
（コード番号：2681 東証・名証　第一部）
問合せ先　取締役副社長　久保田　貴之
（TEL0568-33-4388）

役員の異動および当社取締役１名に対する辞任勧告の決議について

当社は、本日開催の取締役会において、役員の異動および取締役の大橋一太氏に対する辞任勧告を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．取締役の異動（平成 23 年 7 月 21 日付）

氏　名	新役職名	備考（旧役職名）
もりはら　てつや 森原　哲也	代表取締役社長 総務本部、経理本部、商品本部、システム本部、コンプライアンス部、監査部担当 兼商品本部長　兼システム本部長	代表取締役社長 総務本部、経理本部、商品本部、コンプライアンス部、監査部担当 兼商品本部長
おおはし　かずた 大橋　一太	取締役	取締役 システム本部担当 兼システム本部長

２．辞任勧告を受けた取締役

大橋　一太

３．辞任勧告の理由

取締役大橋一太氏は、当社の定める内部規定「企業倫理規程」ならびに「内部者取引管理規程」に違反いたしました。

当社におきましては、内部情報の取り扱いおよび内部者の自社株式等の売買について、「内部者取引管理規程」に定めており、役員の自社株式等の売買については売買可能期間やその手続きについて詳細に示しております。

当社の「内部者取引管理規程」には、役員が売買を行う場合には、事前に情報管理責任者に対して申請を行い、情報管理責任者の許可を得た場合のみ、指定する期間に限定して売買を行うこととしており、また、売買を行った後はすみやかに情報管理責任者に対して報告することを義務付けております。

取締役大橋一太氏は、平成 22 年 11 月 5 日に自社株式の売却申請を情報管理責任者に提出いたしましたが、情報管理責任者からの売却許可は出されておらず、「内部者取引管理規程」に違反して売却許可を得ないまま売却を実行し、さらに売却後の報告義務についても、情報管理責任者へ

の報告を行っていませんでした。

このような行動は、「企業倫理規程」に定める役員の倫理ならびに行動基準にも違反しており、当社の経営判断を担うべき取締役として不適任であることから、本日開催の取締役会において、取締役の辞任勧告を決議いたしました。

４．この後の対応

本日の辞任勧告決議に基づく大橋一太氏の辞任勧告に対する回答等につきましては、追ってご報告いたします。

以上